

奈良県告示第二百九十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、介護機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成二十八年十一月十一日

奈良県知事 荒井正吾

名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地	変更事項		変更年月日
				旧	新	
株式会社 雅	五條市岡町 一七四八番 地	Care ステーション ヨン雅	五條市岡町 一七四八番 地	有限会社 アビリテ イー梅川	株式会社 雅	平成二十八年 年十月一日
株式会社 雅	五條市岡町 一七四八番 地	Care ステーション ヨン雅	五條市岡町 一七四八番 地	有限会社 アビリテ イー梅川 Care ステーション ヨン雅	株式会社 雅	平成二十八年 年十月一日
合同会社 こころ	高市郡明日 香村大字越 一七〇八	ケアセン ターここ ろ	高市郡明日 香村大字越 一七〇八	檀原市大 軽町三三 九〇二〇 二〇三	高市郡明 日香村大 字越一七 〇八	平成二十八 年十月十五 日